

「酒類小売業者の概況」について

「酒類小売業者の概況」は、酒類小売業者について、業態別、小売数量規模別及び売上高規模別等にその実態を明らかにし、併せて酒類行政上の資料とすることを目的として、酒類小売業者から提出された「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書（平成23年4月1日現在）」及び「酒類の販売数量等報告書（平成22年度）」（以下これらを「報告書」という。）の各欄に記載された数値を集計し、公表するものである。

(1) 対象者

平成23年3月31日現在において、全ての酒類を販売することができ、かつ、販売方法に小売に限る旨の条件が付されている免許（期限付及び特殊のものを除く。）を有する酒類販売業者から提出された報告書を基に集計を行ったところ、公表の対象となる酒類小売業者は108,011者、これに係る酒類販売場数は161,877場である。

なお、対象となる酒類小売業者には、販売方法に条件が付されていない免許を受けている酒類の販売場のうち酒類の小売数量が全販売数量の50%以上である者を含み、平成22年度中に酒類の販売をしていない者を除く。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は、法人については平成22年12月31日直前終了事業年度分、個人については平成22年分とした。

なお、酒類の小売販売数量については、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間の数量とした。

(注1) ①～⑤に掲げる各調査項目において集計対象とした酒類販売場及び酒類小売業者の数は次のとおりである。ただし、調査項目ごとの集計に際しては、提出された報告書の空欄や規定外数値等のデータを除外したため、各集計表の販売場数等の合計値は一致しない。

- ① 酒類売場面積に関する項目：128,500場（対象場数の79.4%）
- ② 営業時間：141,205場（同87.2%）
- ③ リターナブルびんの回収の有無：123,798場（同76.5%）
- ④ 事業者の経営状況：62,612者（対象者数の58.0%）
- ⑤ 酒類に関する経営状況：46,380者（同42.9%）

(注2) 国税局区分については、事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分した。

(注3) 仙台国税局管内の酒類自動販売機の設置状況については、東日本大震災の被害状況を勘案し、本年については集計を行っていない。